

三重県地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく地域再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第19条第1項の規定による地域再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域再生推進法人申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 地域再生推進法人に指定される以前の地域再生に資する活動の実績を示す書面
- (8) 法第20条に規定する業務に関する計画書
- (9) 地域再生推進法人の指定申請資格に係る宣誓書（様式第2号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第19条第1項の規定により、当該申請者を地域再生推進法人として指定するものとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する法人又は会社であること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (3) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

(4) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下「条例」という。）に規定する次のいずれにも該当しないこと。

イ 条例第2条第1号に規定する暴力団

ロ 条例第2条第2号に規定する暴力団員

ハ 条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくはそれらのものと密接な関係を有する者が所属する団体

2 知事は、申請者を地域再生推進法人として指定した場合は、地域再生推進法人指定書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、法第19条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第19条第3項の規定による変更の届出は、地域再生推進法人名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとし、知事は、当該届出があったときは、法第19条第4項の規定により公示するものとする。

2 地域再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ地域再生推進法人業務変更届出書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（事業の報告）

第5条 地域再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を知事に提出するものとする。

2 地域再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を知事に提出するものとする。

（指定の取り消し）

第6条 知事は、地域再生推進法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すものとする。

(1) 申請にあたり虚偽または不正があったことが判明した場合

(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(3) 地域再生推進法人としての活動について、実態がないことが判明した場合

(4) その他、地域再生推進法人として適当でないと県が認める場合

2 知事は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた企業等に対し、その理由を付して書面で通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。